

平成28年三重県議会定例会  
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料  
目次

◎所管事項

- (1) 地方創生の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）中間案について・・・ 5
- (3) 平和啓発の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 三重県広聴広報アクションプランについて・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (5) 三重県情報公開・個人情報保護審査会（仮称）の設置に向けた  
条例整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (6) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について・・・・・・・・・・・・ 19
- (7) 三重県総合教育会議の開催状況について・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (8) 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

（別冊）三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）【中間案】

平成28年12月13日  
戦略企画部

## (1) 地方創生の推進について

人口減少の課題に取り組み、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国の地方創生関連交付金も活用しながら、地方創生に向けた取組を本格的に展開しています。

### 1 地方創生関連交付金について

#### 平成 28 年度申請分

##### (1) 地方創生推進交付金（補助率：国 1/2）

地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置付けられた自主的、主体的な取組で、先導的なものを支援するため、国において、平成 28 年 4 月に制度が創設されました。県においては、第 1 回申請分として、平成 28 年 6 月に、5 事業の交付申請を行い、平成 28 年 8 月に交付決定を受け、事業を執行しています。

現在、第 2 回申請分として、平成 28 年 9 月に 1 事業の交付申請を行いました。

- ・第 1 回申請 交付決定額：238,282 千円（申請額：242,605 千円）→ 別表 1
- ・第 2 回申請 内示額：50,000 千円（申請額：77,368 千円）→ 別表 2

##### (2) 地方創生加速化交付金（3 次募集分・補助率：国 10/10）

地方創生加速化交付金は、地域のしごと創出に重点を置きつつ、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策にも資する、先駆性を有する事業を支援するため、国において、平成 28 年 1 月に制度が創設されました。県においては、5 つの事業が、平成 28 年 3 月に交付決定を受け、本年度に事業を執行しています。

また、平成 28 年 9 月に、国から 3 次募集\*があり、新たに事業を構築し、平成 28 年 9 月に交付申請を行い、平成 28 年 12 月に交付決定されました。今後、採択された事業については年度内の事業完了を目指し、事業を執行していきます。

※ 2 次募集の対象は市町村のため、県は申請対象外でした。

- ・ 3 次募集 交付決定額：18,373 千円（申請額：39,173 千円）→ 別表 3

### 2 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

総合戦略については、平成 27 年度の取組による数値目標の達成状況等を踏まえた検証結果や平成 28 年度の取組の進捗状況、平成 29 年度の取組に係る予算措置の状況等を勘案し、今後、次の 3 つの観点から検討を行い、各部局とも調整を進め、年度内に改訂する予定です。

## (1) ポストサミット

伊勢志摩サミットという千載一遇のチャンスを生かし「ポストサミット」の取組を効果的に展開することで、地方創生の取組をさらに加速させる必要があります。平成 29 年度は、「ポストサミットを地方創生につなげる」観点から、地方創生の実現につながる戦略性、有効性の高い取組を重点取組と位置付け、集中的に進めていくこととしています。

このため、具体的には、以下の 2 つの点を踏まえ改訂します。

◇平成 29 年度当初予算における重点取組の選定結果

◇ポストサミットの考え方

## (2) 検証結果

自然減対策、社会減対策それぞれの基本目標や K P I（重要業績評価指標）の達成状況、地方創生会議や検証部会でいただいたご意見等をもとに、各部で取組の改善や新たな事業構築を進めています。三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂にあたってはそれらを踏まえ、平成 29 年度以降の取組方向について整理し取組を充実させる等、必要に応じて反映させます。

## (3) 国の動向

平成 28 年 12 月に国は、地域の実情に応じた働き方改革や地方への新しい人の流れ等の拡充を図る各分野の政策の推進、情報、人材、財政面からの多様な地方支援の考え方などを盛り込んで、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂する予定であり、こうした国の動きも踏まえて検討していきます。

## 別表1

## 地方創生推進交付金 第1回申請

(単位:千円)

No.	事業名	事業概要	申請額	交付決定額
1	食関連産業の振興による雇用の創出	国内外で商談機会を創出することによる県内事業者の販路拡大の支援や魅力的な食材の生産・開発、付加価値の向上等に取り組む。	43,125	43,125
2	航空宇宙産業等新しいものづくり産業による雇用の創出	航空宇宙産業における人材育成及び海外連携のコーディネート等に取り組むとともに、ライフサイエンス分野等の研究開発への支援等を行う。	49,848	49,848
3	観光の産業化による雇用の創出	官民一体で「みえ観光の産業化推進委員会」を設立し、観光関連産業を、地域を牽引する産業として育成するなど「観光の産業化」を推進するとともに、「日本版 DMO」の創設など持続可能な観光地域づくり等に取り組む。	49,999	49,999
4	若者の県内定着と移住の促進	「高等教育コンソーシアムみえ」の取組を充実させ、県内高等教育機関の魅力を高めることを支援するとともに、首都圏・関西圏における移住促進の強化等を行う。	49,785	49,785
5	多様な働き方と暮らし方の支援	出逢いの支援や男性の育児参画の普及啓発、子育て家庭を応援する人材育成等を推進するとともに、勤労者の地域や家庭でのワーク・ライフ・バランスが推進されるよう取り組む。	49,848	45,525
合計			242,605	238,282

※金額は国費ベース

## 別表2

## 地方創生推進交付金 第2回申請

(単位:千円)

事業名	事業概要	申請額	内示額
サミットのレガシーを生かした交流人口の拡大によるしごとの創出	自然体験を実践する団体等が加入するネットワーク組織の体制強化、農山漁村観光プロデューサーの育成等に取り組むとともに、観光客の県内周遊促進に向けたプロモーション等を行う。	77,368	50,000

※金額は国費ベース

## 別表3

## 地方創生加速化交付金 3次募集分

(単位:千円)

事業名	事業概要	申請額	交付決定額
三重県IoT推進ラボ・スタートアップ事業ほか	IoTによる県内産業の振興と地域の活性化を目的とする「三重県IoT推進ラボ」の取組ほか	39,173	18,373

参考：地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型、補助率：国 10/10）

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）は、平成 26 年 12 月に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に対応し、地域における消費喚起等を推進するため、国において、平成 27 年 2 月に制度が創設されました。県においても、11 の事業について、平成 27 年 3 月に交付決定を受け、平成 27 年度に事業を完了しています。

なお、本交付金については、内閣府からの依頼に基づき、消費喚起等に対する効果として、各事業の受託事業者が行った消費者に対するアンケート結果から類推される「新規消費喚起額」を算定しています。

（単位：千円）

No.	事業名	事業概要	決算額	新規消費喚起額
1	みえジビエ消費拡大事業	みえジビエの購入や食事を促進するプレミアムクーポンを発行した。	61,461	63,088
2	みえのイチ押し食品フェア開催事業	食品をはじめとした三重県の魅力ある商品をカタログ等で割引販売するとともに、三重県物産展等で使用できるプレミアム商品券を販売した。	38,888	52,058
3	県産農産物の魅力発信対策事業	県産米の袋詰め精米に応募券を貼付し、応募者全員に選べる県産農産物のプレゼント等を行った。	57,373	2,459
4	県産材住宅建築促進事業	県産材を使用した住宅の建築等を行う者に対し、その費用の一部を補助した。	37,245	416,483
5	魅力ある三重県産水産物の消費拡大事業	県産水産物を直販イベント等においてプレミアム商品券で販売した。	63,914	89,917
6	首都圏三重県産品消費拡大事業	三重テラスのショップでの物産購入、レストランでの飲食等に利用できるプレミアム商品券を販売した。	39,225	44,541
7	三重ふるさと名物商品販路拡大事業	県内産品を県外に売り出し、域外消費の促進を図るため、三重県の特設ウェブサイトを設け、県産品を割引販売した。	112,723	26,450
8	みえ外国人旅行者旅行券運営事業	外国人旅行者を対象とした旅行宿泊券等をプレミアム価格で販売した。	295,314	3,298,643
9	みえ旅プレミアム旅行券運営事業	県内の宿泊施設で利用できるプレミアム旅行券をネット宿泊サイト、コンビニ、旅行会社窓口等で発行・販売した。	583,012	3,089,060
10	東紀州地域観光消費促進事業	東紀州地域外を対象とし、かつ地域を東紀州地域に限定した観光利用券をプレミアム価格で販売した。	77,814	209,863
11	みえの消費喚起戦略広報事業	みえの消費喚起・地方創生推進事業の戦略広報活動を行った。	28,890	—
合計			1,395,859	7,292,562

## (2) 三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）中間案について

### 1 戦略の策定経緯

#### (1) 戦略策定の目的

少子化の進行や共働き家庭の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、「教育の原点」である家庭教育に対する支援の必要性が高まっていることから、家庭教育の充実を図るための応援戦略を策定し、子どもたちの「生き抜いていく力」の育成につなげる。

#### (2) これまでの協議状況

- 第1回家庭教育の充実に向けた検討委員会（H28. 8. 9）  
戦略の基本的な考え方、家庭教育をめぐる現状と課題等について協議
- 第2回家庭教育の充実に向けた検討委員会（H28. 10. 10）  
戦略の骨子案について協議
- 第5回総合教育会議（H28. 11. 30）  
戦略の中間案について協議
- 第3回家庭教育の充実に向けた検討委員会（H28. 12. 11）  
戦略の中間案について協議

### 2 戦略の中間案の概要

#### 第1章 戦略策定の基本的事項

家庭教育のとらえ方、戦略の期間等、基本的事項を整理しています。

#### 第2章 現状と課題

家庭や子どもの状況等、家庭教育をめぐる現状と課題を整理しています。

#### 第3章 基本的な方向性

「基本理念」、「基本方針」、「取組の視点」を整理しています。

##### (1) 基本理念

子どもたちの豊かな未来の実現に向け  
「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を  
家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと  
社会全体の「つながり」の中で進める

##### (2) 基本方針

- ①保護者と子どもの学びの応援
- ②多様な主体で家庭を支える取組の充実
- ③家庭教育を応援する体制づくり

### (3) 取組の視点

- ①切れ目のない応援
- ②地域の特徴や家庭の実情に応じた応援
- ③既存の取組の活用

## 第4章 取組方策

基本方針を具体的に展開するため、10の「取組方策」と3つの「家庭教育応援プロジェクト」を整理しています。

### (取組方策)

- ①幅広い学習機会や情報の提供
- ②学習コンテンツの充実
- ③子どもの習慣づくり
- ④次代の親としての学びの推進
- ⑤多様な主体の連携による活動の促進
- ⑥社会全体で家庭を支える気運の醸成
- ⑦応援のための基盤づくり
- ⑧県、市町、学校等の連携強化
- ⑨人材の養成
- ⑩相談体制の充実

(家庭教育応援プロジェクト) …複数の取組を横断的・総合的に展開するもの。

- テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり
- テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク
- テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

## 第5章 戦略の推進にあたって

多様な主体への期待、県と市町の役割分担、庁内の役割分担および連携、戦略の進行管理を整理しています。

### 3 今後の方針

引き続き、有識者検討委員会を開催するとともに、県議会、市町、関係機関等から意見をいただきながら、応援戦略の策定を進めていきます。

### (今後のスケジュール)

- 平成28年12月中旬～平成29年1月中旬 中間案のパブリックコメント
- 平成29年2月3日 第7回総合教育会議（最終案の協議）
- 平成29年2月6日 第4回家庭教育の充実に向けた検討委員会（最終案の協議）
- 平成29年3月上旬 議会常任委員会（最終案の協議）
- 平成29年3月下旬 戦略策定

## 【参考】

### 「家庭教育の充実に向けた検討委員会」(第1回、第2回)における主な意見

#### 家庭や子どもの状況について

- 支援が必要な家庭が増加している。PTAも家庭教育の啓発活動をしているが、本当に支援の必要な人は参加してくれない。
- 今、保護者は二極化しているところもあり、子育てに無関心な層がある一方で、子育て情報に過敏になり悩んでいる人たちもいる。
- シングルマザーなどは、家庭教育が大切と分かっているが、生きていくのに精一杯である。子どもを預けることのできる制度があるが、有料でありなかなか活用できない現実がある。そうした母親の心の拠り所が減ってきており、地域で支える施策が必要である。
- 調査によると、子どもが平日一緒に遊ぶ相手は、以前に比べ、「母親」が大きく増加し「友だち」が大きく減少している。

#### 社会全体の応援の必要性について

- いとこなど親せきの数が減っている。学校が「縦」の関係、友だちが「横」の関係だとすると、親せきは「斜め」の関係であった。今後は、地域がその「斜め」の役割を担っていく必要がある。
- 人間関係は、(1)身内、(2)世間、(3)他人に3分類できるが、近年は、(1)(2)の割合が小さくなり、(3)の割合が増えている。独りぼっちな保護者が増えており、社会とのネットワークづくりをいかに進めるかが重要である。

#### 家庭教育のあり方について

- 非認知スキル(協調性や忍耐力、計画性、心身の健康などの数値化されにくい能力)が認知スキル(文字、数、思考など数値化できる能力)に影響を与える。この非認知スキルを家庭教育の中でどう身につけさせるかである。
- しつけの中でも何を優先してやればいいのかは議論が必要。三重県らしさを出して、それをどう家庭に届けていくか議論していきたい。

#### 「基本理念」について

- 家庭教育を「生き抜いていく力」の育成のために行うものとして記述すると肩に力が入ってしまう。保護者は子育てから楽しさを感じ、それが「生き抜いていく力」につながっていく。
- 「保護者の元気や子育てに対する意欲」という観点は大事であり、子育てを通じた親自身の成長実感があることが非常に重要である。



### 学習機会、居場所や情報の提供について

- 三重県のパパママワークのようなもともとある研修をうまく利用するなどして、貴重な「気づき」につなげる機会をもっと増やしてほしい。
- 子育て情報に過敏になり悩んでいる保護者については、肩の力を抜く空間や場所を提供する等の支援をしていく必要がある。
- 市は、毎月第3日曜日の「家庭の日」に子ども食堂を開催しており、子どもも大人も参加でき、悩みを共有する場となっている。そうした場を提供するのも行政の一つの役割だ。
- 「多様な主体で家庭を支える取組の充実」については、どういうときに、どの主体が支えになってくれるかの情報を家庭に伝える必要がある。

### 電子媒体による情報発信について

- 「幅広い学習機会と情報の提供」にあたっては、行政だけではなく、企業と連携し、メディアを使ってオンラインで発信することも考えてほしい。
- 保護者は、学校のHPやLINEなどのネットワークでの口コミから情報を得ることが多い。対面の場に参加しない人でも、オンラインで情報提供をすることにより、ネット空間で仲間を作り、談義ができるようになる。

### 生活習慣づくりについて

- 幼児期の生活習慣がその後の学びに向かう力や学習態度に影響していくことが因果関係としてわかっている。早いうちから「文字・数・思考」を教えるよりも、「生活習慣」の定着を図るなど順序だった学びがより効果的である。
- 個々の家庭のルールなどを、家風、家訓として表していくことを実践してはどうか。
- 市では、文科省とタイアップして、スマホ使用のルールづくりの啓発チラシを作成した。市町によっては、官主導でスマホ使用は何時まで、と定めたところもある。市は、それぞれの家庭に任せることとした。

### 自尊感情について

- 海外の日本人学校の生徒の自尊感情が高いというデータがある。職住接近の環境で暮らし、一家団欒の時間が増えるなか家族の会話も多く、また、日本の文化などを意識して、自分のアイデンティティを考えるようになることがその理由である。このことは、家庭の営みが子どもの自尊感情を育むことに大きな役割を果たしていることを表しており、今後の家庭教育支援を考えるヒントになる。
- 自尊感情に関しては、親自身の子育て肯定感が子どもに影響している。

### 次代の親としての学びについて

- 親の子育てスキルが世代ごとに小さくなってきている。調査では、自分の子を産むまで赤ちゃんに触ったことがなかった人が約50%いる。
- 子どもを産む前の「親準備性」は親の子育て肯定感に関わっていくので、考え方に盛り込んでほしい。
- 「次代の親としての学び」の中に、高校生や大学生など結婚前の人主体的に結婚生活や子育て、家庭について考えるライフプランニングの機会の提供を盛り込んでどうか。
- ライフプラン教育は、年齢的に近い方が受け入れられやすいので、大学生や子どもたち自身が教育に参加する取組があるとよい。
- アメリカなどでは、高校生が男女ペアになりリアルベビーと言われる赤ちゃんの人形を連れ帰って3週間世話をするので子育ての大変さを知る機会があるので、参考にされたい。

### 家庭教育に対する理解の促進について

- 教えること、勉強することが教育ではない。一般的に思われている家庭教育のイメージを変える必要がある。
- 行政を動かすという意味では、議員や首長に情報を伝え、理解してもらうことも重要である。

### 「働き方改革」について

- 多忙すぎて、ワーキングマザーやファーザーが家庭教育をする時間がなく、働き方改革が必要である。
- 子育て支援と表裏一体の関係にある仕事との両立支援をぜひやってほしい。

### 家庭養護の推進について

- 里親をもっと増やす取組をしてほしい。年末年始のショートステイなど、子どもが当たり前の家庭の暮らしを体験して学べる場が必要である。

### 人材養成について

- 人材育成はネットワークづくりが重要である。ただ、それを誰が仕掛けていくかが大切で、コーディネーター的な役割の者を育成する必要がある。
- 家庭教育を支援する取組の中で、支援員の言葉に傷つく保護者もいる。支援員の研修が必要である。
- 応援人材のアドバイスが、価値観の押しつけになっていることがある。コーチングができる人材を養成する必要がある。

- 応援人材には、当事者が求めるニーズがどのようなものをしっかり把握してもらう必要がある。
- ネウボラの取組により子育ての包括的なアドバイスを行うコンシェルジュを設置しようという動きがあるが、“母子”保健ということで“父親”の視点が入っていないなど実態はワンストップになっていない。子育て支援のコンシェルジュに、男性視点、両立支援の視点を入れれば、日本初の取組になる。

#### **戦略の推進について**

- 子ども子育てに関しては、国の所管省庁も文科省、内閣府、厚労省とまたがっており、これらの縦割り行政を乗り越える視点が重要である。発信をひとつに絞ってやっていく発想、ワンストップサービスをぜひ考えてほしい。
- 推進体制について、最終責任はどこが持つかを明らかにしてほしい。
- Plan、Do、See の仕組みをどう入れるかが課題である。

#### **啓発コンテンツについて**

- 啓発コンテンツは、元気が出るようなものにできるとよい。
- 啓発コンテンツの対象を就学前や小学生に絞るのは非常によいことだ。

### (3) 平和啓発の取組について

#### 1. 経緯

平和啓発については、戦争の悲惨な実態や教訓を風化させることなく、未来を担う若い世代をはじめとする県民の皆さんに知っていただき、平和の尊さや大切さについて考えていただく機会を提供することを目的に、これまでパネル展などに取り組んできました。

三重県における戦後生まれの人の割合が8割を超え、戦争を実体験として語り継いでいくことが難しくなっていることから、昨年、戦後70周年を迎えたことを契機に、戦争体験者の体験談の映像記録（アーカイブ）の製作や全国戦没者追悼式への「子ども代表団」の派遣などに取り組み、今年度はその成果を生かした啓発活動を進めています。

#### 2. 伊勢志摩サミットの開催と平和啓発

本年開催された伊勢志摩サミットでは、平和についても議論がなされ、成果文書であるG7伊勢志摩首脳宣言に盛り込まれるとともに、続く米国のオバマ大統領の広島訪問という歴史的瞬間の実現にもつながり、世界中に平和が発信される機会となりました。

また、サミット開催に合わせ、伊勢市内で「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」（主催：広島市、長崎市 共催：三重県、伊勢市）が開催され、三重と被爆地である広島・長崎が連携して、世界に向けて核兵器廃絶を訴える機会となりました。

さらに平成28年11月に発表された「伊勢志摩サミット三重県民宣言」における「4つの決意」の1つとして「平和を強く希求」していくことが盛り込まれました。

#### 【参考1】G7伊勢志摩首脳宣言（骨子から抜粋）

**前文** 世界の平和、安全及び反映を確保するための主要な課題の解決に向けた道筋を我々の行動を通じて明示。

**政治外交** 核兵器のない世界に向けた環境を醸成するとのコミットメントを再確認。「広島宣言」を支持。

#### 【参考2】「伊勢志摩サミット三重県民宣言」4つの決意

1 自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、さまざまな国のさまざまな立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にします。〔親和〕

1 美しい自然をはじめとする豊かな環境を守り育み、共生して、持続可能な社会にします。〔調和〕

1 三重の伝統・文化を、学び、伝え、創造し、発展させ、心豊かな社会にします。〔和の文化〕

1 安全・安心な社会をつくりながら、平和を強く希求していきます。〔平和〕

### 3 今後の取組

このような状況を踏まえ、伊勢志摩サミットの成果を一過性のものとすることなく、平和への想いを行動へとつなげ、次世代へ引き継いでいくとともに、三重県を平和の地として広く発信していきたいと考えています。

#### (1) 平和について考えるトークセッション（平成29年1月）

平成29年1月に開催する広島県との二県知事懇談会の連携行事として開催します。

- ① テーマ 平和への想いを行動に
- ② 日時 平成29年1月10日(火) 13:00～14:30
- ③ 場所 皇學館大学（伊勢市）
- ④ 概要 二県知事と県内の若者（3名）とのトークセッション

#### (2) 平和のつどい（仮称）の開催（平成29年度）

平成29年度には「未来につなぐ平和発信事業」として、上記「平和について考えるトークセッション」の成果を引き継ぎながら「平和のつどい（仮称）」を開催することを検討しています。

平成29年が県議会の非核平和県宣言から20周年にあたることから、この「平和のつどい（仮称）」は、未来を担う若い世代に、被爆地の若者との交流などを通じて、平和の尊さや大切さを考え、平和への想いをより一層深めてもらう機会としていきたいと考えています。

## (4) 三重県広聴広報アクションプランについて

戦略企画部では、平成 27 年 3 月に策定した「三重県広聴広報アクションプラン（平成 26～28 年度）」に基づき、戦略的・計画的な広報活動及び政策形成につながる広聴活動に取り組んできました。

アクションプランについては今年度が最終年度となっていることから、現時点における成果と課題、今後の対応方針をとりまとめました。

### 1 アクションプランの概要

アクションプランは、広聴広報活動における「基本的な考え方」を「県民との接点の拡大と充実」とし、その実現に向けて、「クリエイティブ戦略（伝わるメッセージづくり）」と「メディア戦略（伝える場の確保）」に取り組むこととしています。

その展開にあたっては、「県民」「業務プロセス」「人材と変革」の 3 つの視点から 6 つの戦略テーマを掲げ、具体的な取組を実施しているところです。

### 2 成果と課題

現時点における成果と課題について検証を行い、その結果明らかになった主な課題としては次のとおりです（詳細は別紙のとおり）。

- (1) サミット開催による県の認知度が高まっているなか、「選ばれる自治体」の実現に向けて、ポストサミットの取組をはじめとする県や市町等の情報を集約し、「オール三重」によるプロモーション活動を強化していく必要がある。
- (2) より確実に情報を届けるため、平成 28 年度にリニューアルを行った、広報紙・ウェブサイト等の広報ツールの認知度向上や、情報の質の向上を図るとともに、ソーシャルメディアを含むメディアの、より効果的な活用を実現する必要がある。
- (3) 戦略的な広聴広報活動の実現に向けた、情報収集や分析（検証）、情報発信、危機管理に至る、庁内の業務プロセスを確立するとともに、広聴広報課のマネジメント機能をさらに強化する必要がある。

### 3 今後の対応方針

来年度以降、サミットの成果を地方創生につなげる広聴広報活動に取り組む必要があります。上記の成果と課題をふまえ、さらに取組を強化すべき項目を次のとおりとし、取組内容について次期アクションプランとしてまとめる予定です。

- ・ 戦略的なプロモーションの推進
- ・ メディアの強化・活用
- ・ 「質」の高い情報発信に向けた庁内体制づくり



三重県広聴広報アクションプラン（平成26～28年度）の主な成果と課題

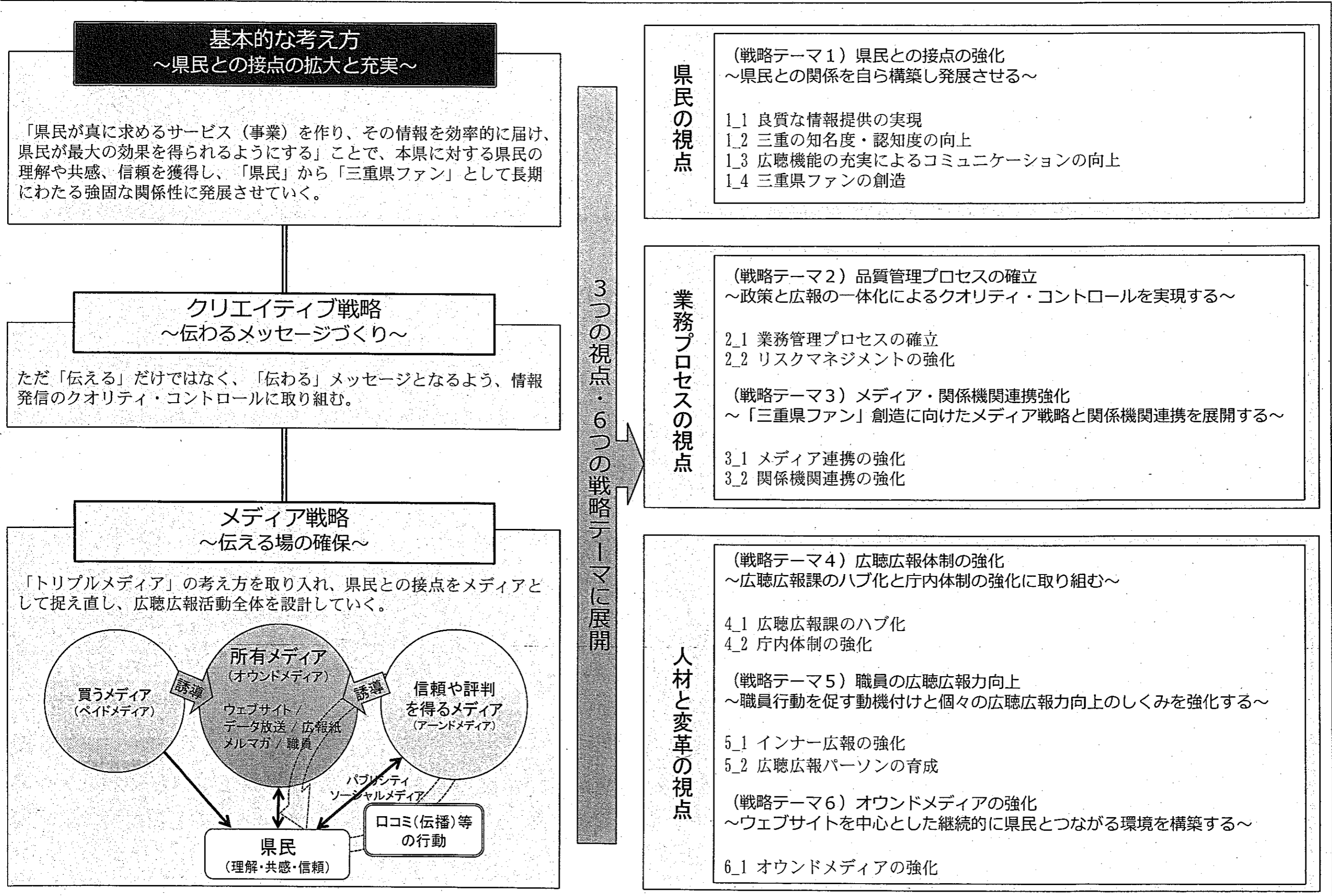
【別紙】

戦略テーマ・戦略目的	目標項目・数値目標（上段：目標、下段：実績） ※平成28年度の実績は11月末現在				成果	課題
	指標	H26	H27	H28		
<b>1 県民との接点の強化</b> 1_1 良質な情報提供の実現	得たいと思う県政情報が得られている県民の割合(%)	59.0 48.6	60.0 44.7	65.0	広報紙・ウェブサイトをはじめとする広報ツールの充実により、県民との接点を増やし、より多くの県民に確実に情報が伝わる広報活動の実現に取り組んでいる。	ポストサミットの取組が本格化するなか、事業効果の最大化を図るため、プロモーションサイトにおける情報発信や、首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動を、さらに強力に展開していく必要がある。広聴ツールやソーシャルメディア等を通して受信する県民からの意見・提案を、より効果的な施策（事業）構築に反映していく必要がある。
1_2 三重の知名度・認知度の向上	プロモーションサイトへの平均月間アクセス数（件）	— —	— —	30万 4万	プロモーション企画「つづきは三重で」に取り組み、ポータルサイトや動画による情報発信を行った。より効果を上げるため、ポータルサイトにおける、市町等関係者と連携した情報発信への見直しや、ソーシャルメディアとの連携強化を行うなど、改善に取り組んでいる。なお、首都圏PR等の取組により、全国への発信・露出は増えている。	
1_3 広聴機能の充実によるコミュニケーションの向上	新たな汎用広聴システム導入の検討（定性）	—	検討	実施	「県民の声」「e-モニター」の広聴ツールにおける対応を確実に実施している。新たな広聴システムについては、実現可能性や導入効果の観点から、引き続き検討を行っている。	
1_4 三重県ファンの創造	三重県ファン登録数（人）	— —	— —	36,000 25,159	ソーシャルメディアを通して施策（事業）の情報を発信し、三重県に興味・関心を持つ三重県ファンを獲得している。	
<b>2 品質管理プロセスの確立</b> 2_1 業務管理プロセスの確立	政策（事業）に対するアドバイス件数（件）	— —	150 208	200 104	戦略広報アドバイザーによる助言の結果、広報活動を通してイベント参加者や制度利用の増加につながるなど、事業単位での効果は上がっている。	情報収集や分析（検証）、情報発信、関係構築、危機管理等の業務プロセスを確立していく必要がある。
2_2 リスクマネジメントの強化	・非常時対応訓練の実施（回） ・ウェブシステム休止時間（時間）	1回以上 1時間以内 1回 0時間	1回以上 1時間以内 1回 0時間	1回以上 1時間以内 1回 0時間	危機事案における報道対応について、危機管理部門と連携してマネジメントを強化している。	
<b>3 メディア・関係機関連携の強化</b> 3_1 メディア連携の強化	【再掲】 「得たいと思う県政情報が得られている県民の割合(%)」				広報紙やマスメディア、インターネット等、メディアのベストミックスによる広報活動を展開している。	より効果的なメディア連携を進めていくため、ソーシャルメディア等、有効なメディアとの連携手法を確立していく必要がある。訴求効果の高い、魅力的な情報発信を展開するため、市町等関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。
3_2 関係機関連携の強化					市町に働きかけを行い、情報発信の連携に取り組んでいる。	
<b>4 広聴広報体制の強化</b> 4_1 広聴広報課のハブ化	【再掲】 「政策（事業）に対するアドバイス件数（件）」				広聴広報課が、戦略的な広聴広報の視点から、情報の質・発信するタイミング・選択する広報ツールなどの助言や、パブリシティへの支援に取り組んでいる。	庁内会議を活性化し、主要施策（事業）の事業効果の最大化につなげていくための広報計画を策定するなど、全庁一体となった広報活動を進めていく必要がある。
4_2 庁内体制の強化	広聴広報関連会議の開催（定性）	検討	実施		部局の広報担当者による広聴広報会議を開催し、情報共有や業務実施にかかる協議を行っている。さらに、部局の主管課長による広聴広報戦略会議では、全庁的な方針についての協議を行っている。	
<b>5 職員の広聴広報力向上</b> 5_1 インナー広報の強化	情報共有サイト年間アクセス数（件）	6,000 4,687	48,000 57,225	72,000 27,121	情報共有サイト、メールマガジン等を活用して、広聴広報に関する情報共有や意識啓発を行うためのインナー（庁内）広報に取り組んでいる。	施策（事業）を推進するうえでの広聴広報の重要性をすべての職員が理解できるよう、情報共有サイトなどのインナー広報や、専門研修等のさらなる充実を図る必要がある。
5_2 広聴広報パーソンの育成	専門研修参加者及びOJT対象者（人）	100 47	270 428	320 177	戦略広報アドバイザーによるOJTや、広報の基本・広報紙の作り方・パブリシティのあり方などの専門研修の充実に取り組んでいる。	
<b>6 オウンドメディアの強化</b> 6_1 オウンドメディアの強化	オウンドメディアの強化（定性）	検討	検討	実施	よりわかりやすく、確実に情報が届くよう、広報紙のタブロイド化や新聞折込、ウェブサイトのデザイン統一化やスマートフォン等への対応など、広報ツールの特性を生かした見直しを行った。	より確実に情報を届けるため、広報紙やデータ放送、ウェブサイト等の認知度及び質の向上を図る必要がある。



# 三重県広聴広報アクションプラン (計画期間：平成26～28年度) ※平成27年3月策定

※「県民」→県内外の個人や団体、企業など、県が広聴広報活動を行う対象の総称



## (5) 三重県情報公開・個人情報保護審査会（仮称）の設置に向けた条例整備について

### 1 設置の趣旨

三重県情報公開審査会及び三重県個人情報保護審査会については、設置目的や委員に求められる識見等の類似性が高いことや、国及び他県等の状況を踏まえ、効率的・効果的な運用を図るため、両審査会を統合し、平成29年6月1日に三重県情報公開・個人情報保護審査会（仮称）を設置します。

### 2 経過

審査会の統合について諮問していた三重県情報公開審査会からは平成28年10月11日に、三重県個人情報保護審査会からは平成28年10月18日に、「附属機関の効率的・効果的な運営を図るため、統合は適当であると認める」との答申がありました。

### 3 条例整備について

新たな審査会を設置するための「三重県情報公開・個人情報保護審査会条例」を制定するとともに、「三重県情報公開条例」及び「三重県個人情報保護条例」については、それぞれの審査会の設置等に関する規定を削除します。

### 4 今後の予定

平成29年2月定例会に以下の条例案を提出します。

- ・ 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例案
- ・ 三重県情報公開条例の一部を改正する条例案
- ・ 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

#### 〈参考〉 審査会の組織等

- ①学識経験を有する者のうちから知事が任命する8人以内（現行は、両審査会を合わせて12人）の委員をもって組織し、任期は現行と同じく2年とします。
- ②諮問事案を迅速に処理するため2部会制（各部会4人）を採用します。
- ③専門の事項を調査審議させるため、委員とは別に専門委員の設置が出来ることとします。

## 三重県情報公開審査会と三重県個人情報保護審査会の統合(案)

### 三重県情報公開審査会

- 委員数 7人以内
- 任期 2年
- 2部会制(各部会3人)
- 会長1名、  
会長職務代理者2名  
(各部会長)

### 三重県個人情報保護審査会

- 委員数 5人以内
- 任期 2年
- 会長1名、  
会長職務代理者1名
- ◎専門委員設置可

統 合

平成29年6月1日

### (仮称)三重県情報公開・個人情報保護審査会

- 委員数 8人以内
- 任期 2年
- 2部会制(各部会4人)
- 会長1名(第1部会長兼務)  
会長職務代理者1名(第2部会長兼務)
- ◎別に専門委員設置可

## (6) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

### 1 三重県・岐阜県知事懇談会

- (1) 開催日 平成 28 年 10 月 18 日 (火)
- (2) 開催場所 岐阜県岐阜市
- (3) 主な概要

- 東海環状自動車道西回りルート of 整備促進について、東海環状道路建設促進期成同盟会等を中心に引き続き国への要請を行っていくことを合意しました。  
また、東海環状自動車道西回りルートの開通を想定した連携について協議を行い、ものづくり（航空宇宙産業）における人材育成について、両県で交流できる取組を検討していくこととなりました。
- 障がい者等福祉分野における連携・協力について協議を行い、障がい者スポーツの充実・強化に向けて、両県で連携していくことを合意しました。  
また、発達支援が必要な子どもへの支援の充実に向け、あすなろ学園及び草の実リハビリテーションセンターと岐阜県希望が丘こども医療福祉センターによる交流・連携を今後も強化していくこととなりました。

### 2 第 99 回近畿ブロック知事会議

- (1) 開催日 平成 28 年 10 月 28 日 (金)
- (2) 開催場所 奈良県奈良市
- (3) 主な概要

- 「働き方改革」及び「地域医療、地域包括ケアシステム」に関する奈良県知事からの報告があり、その後各府県の取組状況について意見交換を実施しました。
- 前回の知事会議からの継続提言 11 項目に加えて、「地方創生の推進」、「地方財源の充実」等 10 項目について、国に提言していくこととなりました。

### 3 第 106 回中部圏知事会議

- (1) 開催日 平成 28 年 11 月 7 日 (月)
- (2) 開催場所 静岡県静岡市
- (3) 主な概要

- 「健康長寿圏域づくり」について意見交換を行い、中部圏として取組を推進していくため、「中部圏における『健康長寿圏域』づくりの推進」が共同宣言として採択されました。
- 前回の知事会議で協議した春秋共通提言 19 項目に加えて、「廃棄物の適正処理」など 3 項目の緊急提言を採択し、国に提言していくこととなりました。

#### 4 全国知事会議

(1) 開催日 平成 28 年 11 月 28 日 (月)

(2) 開催場所 東京都

(3) 主な概要

- 都道府県会館において全国知事会議が開催され、「平成 29 年度予算編成」、「地方創生」等について協議を行いました。

終了後、首相官邸において政府主催の全国都道府県知事会議が開催され、閣僚等との懇談の後、総理大臣との懇談が行われました。

##### 【全国知事会議】

- 「平成 29 年度税財政等に関する提案」、「地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議」等について協議を行い、これらについて、国に要請していくこととなりました。

- 鈴木知事から、地方税財政の議題及び総務大臣との意見交換において、危機管理・防災特別委員会委員長として、熊本地震、鳥取県中部地震の復旧・復興のための財政措置と緊急防災・減災事業債の恒久化など防災・減災対策加速のための確実な財政措置等について要請しました。

高市総務大臣からは、被災自治体の財政運営に支障が生じないように、できることは全てやる覚悟である、また、緊急防災・減災事業債は延長を前提に考えており、今後、延長の期間や対象事業について詰めながら対応していく旨の発言がありました。

##### 【政府主催全国都道府県知事会議】

- 閣僚との懇談では、鈴木知事から、地方創生の核となる地方大学の振興のための国立大学の運営費交付金の総額確保、さらなる充実について要請しました。

麻生財務大臣からは、地方大学が人材育成や若者の定着、地域活性化等に重要な役割を担っているという認識は我々も共通であり、今後、文部科学省と協議したい旨の発言がありました。

- 総理大臣との懇談では、総理大臣の挨拶の後、山田全国知事会会長が総括発言を行い、その後、各常任委員会委員長等から次の項目等について要請を行いました。

- ・地方創生に資する人材育成、地方創生関連予算の十分な確保
- ・地域の将来を担う人材育成のための教育体制の整備
- ・社会保障の充実に向けた財源確保
- ・地方の一般財源総額確保

## (7) 三重県総合教育会議の開催状況について

〔平成28年度第3回三重県総合教育会議〕

1 開催年月日 平成28年10月4日(火)

2 協議事項

平成28年度全国学力・学習状況調査結果の分析と今後の取組について

3 出席者

三重県知事、三重県教育委員会教育委員(教育長を含む4名)、  
三重県教育委員会特別顧問

4 協議結果(主な意見) (●は知事の意見)

- 学校が動き、教員の意識が変わり、力のつく授業が行われるようになった。一方、スマホの使用時間が学習時間に影響しており、生活習慣づくりが課題である。
- 調査で「授業で学習したことが役立つ」「先生が分かるまで教えてくれる」という回答が高かったことは、教員が頑張ってきた証であり嬉しく思う。次に頑張るのは家庭であり、学校は保護者への働きかけを頑張してほしい。
- 今年の結果は、三重県の子どもたちの力が大きく伸びていくエポックになっていく。自尊感情や自己肯定感が伸びていることは、三重県の誇りとしてよい。
- 主幹教諭、指導教諭をもっと活用したい。また、小学校の結果が改善したのは、担任制の良いところが出たから。中学校も国語・数学の教員だけでなく、全体で取り組む必要がある。めあてや振り返りは、児童生徒と学校で認識に乖離があることが課題である。
- 今回、学力調査の改善につながったのは、①分析結果を見える化したこと、②己を知って取組につなげたこと、③仕組みにしたこと、④取組に優先順位をつけたこと、⑤手間暇かけたこと、という要素の結果だと考えている。これが及びにくいのが家庭であるので、今後、家庭にこの5つの要素をどう働きかけていくかが課題である。
- スマホの使用時間と学習時間の相関関係については、データで示されているので、それを家庭・保護者に伝えていく必要がある。
- 小中の接続性を高めて継続的に取り組んでいくことが学力につながる。
- 読書習慣に関して、自分が本を読むようになったのは短編から読み始めたこと、友だちが読んでいたことがきっかけ。子どもたちの横のつながりで本を読みたくなるような仕掛けを考えていくことが大切である。

[平成28年度第4回三重県総合教育会議]

1 開催年月日 平成28年10月28日(金)

2 協議事項

いじめや暴力を許さない子どもたちの育成について

3 出席者

三重県知事、三重県教育委員会教育委員(教育長を含む5名)

4 協議結果(主な意見) (●は知事の意見)

- 教育が陥りがちなのは、教える側が思うほど相手には伝わっていないということ。もし、してはならないことをしたらその先に何かあるのかまで教える必要がある。
- 道徳や人権は、授業だけではなく、生活のさまざまな場面で捉えるべきものである。また、暴力は犯罪だということをはっきり伝える教育を行うべきである。
- 公表されたいじめの件数を、子どもたちが実際より少ないと感じるなら問題である。また、論理的に考え、言葉を伝え合うことが規範意識にも影響するので、怒りをコントロールする力や論理的に考える力を育てていきたい。
- 道徳教育は、教室の中だけで得られるものではない。体験学習や地域の人とのふれ合いの機会などを充実させるべきである。
- いじめと暴力は対策が異なる。いじめ対策には人間関係に焦点を当てた指導が必要である。暴力には内的要因と外的要因がある。内的要因とはストレスの発散であり、自己肯定感を高める手立てが必要である。外的要因とは人間関係による衝突であり、衝突の解決手段としての暴力は愚かだと思える知識や想像力を育てなければならない。
- いじめの問題は危機管理の問題であり、子どもを「信じる」こととはフェーズの異なるものである。教員は教育のプロとして厳しく対処してほしい。
- 道徳教育では、経験談など子どもの心に響くものを選んでほしい。その際は伝えたいことを明示して示唆を与えることが必要で、それは価値観の押し付けにはならない。
- 子どもたちが衝突したときは、経験則だけではなく、論理的な方法で継続的に指導することが必要である。
- スマホやネットの普及により、家庭内でのコミュニケーションが不足している。親の責務としてコミュニケーションをしっかりとってほしい。
- 大人の「当たり前」が、子どもの「当たり前」とは違うというギャップを認識することが大事である。

[平成28年度第5回三重県総合教育会議]

1 開催年月日 平成28年11月30日(水)

2 協議事項

家庭教育の充実について

3 出席者

三重県知事、三重県教育委員会教育委員(教育長を含む5名)、  
三重県教育委員会特別顧問

4 協議結果(主な意見) (●は知事の意見)

- 家庭への介入ではなく「応援」をするという戦略の考え方は適切である。  
「応援」には、「啓発」と「支援」がある。「啓発」は、家庭の文化や保護者の意識を重視する必要がある、働きかけ方が課題となる。「支援」は、総合的な取組が必要で、多様な主体が切れ目のない支援を行っていく必要がある。
- 本戦略をどう家庭に理解してもらい、どうアプローチするかが課題である。企業、団体に組織する「次世代育成応援ネットワーク」は、双方向に情報を発信することもできるので、活用すべきである。
- 従業員の家庭は企業の基盤としても重要であるので、企業に対して、「家庭教育の応援は企業経営に資する」という切り口で働きかけることも大切である。
- PTAの過去のアンケートによると、子どもの食に気を遣っているかという問いで、最も結果がよくなかったのは幼稚園児の保護者であった。保護者の年代の違いが子育てに大きく影響していると実感した。
- 家庭ですべきことを学校に任せてきたのは事実である。学校が行政の一部として、家庭を支援しなければならないのは貧困や虐待への対応であり、それ以外は、まず家庭で取り組むことが必要である。
- 地域の既存の仕組みの活用が課題である。民生・児童委員や自治会、NPOなどが単独で家庭を支援することが難しい場合も、ネットワークという形であれば家庭を支援する仕組みとなる。
- 男性では50代過ぎ、女性ならM字カーブで示される未就業の層に対して、地域で働く場を見つけることが必要である。そういう人たちが人材養成の母集団となる。
- 教科書的には、学校教育、家庭教育、社会教育の3つの輪の連携が重要とされるが、現実には地域社会という大きな輪があり、その中に家庭や学校がある。本戦略はその前提に立って書かれているので、高く評価できる。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部などの仕組みを活用することも重要である。本戦略は、地域のつながりを大事にしているのが強みである。



- 「地域」の範囲をどう捉えるかで、活用できるリソースが異なるので、注意が必要である。塾などの協力も有効なので、ネットワークの主体として大切にしたい。
- 保護者の学歴や年収等にかかわらず養育態度が子どもの育ちに影響を与えると  
いった、データや実績に基づく最新情報を教員に伝えていくことが大事である。
- 家庭の孤立感をなくしたい。孤立感が高いと本戦略も絵に描いた餅になる。祖  
父母や近所の人たちなど家庭が気軽に活用できる資源が昔と全く違うので、それ  
を認識しておかなければならない。
- 家庭の孤立感をなくすことは全ての政策に通じる。家庭教育はとりわけ重要で  
あり、しっかり取り組んでいきたい。これまで家庭を応援することが体系的に取り  
上げられていなかったので、この家庭教育応援の取組をスタートさせている。
- 保護者が悩みを自分で解決する手段として、ママ友など地域の力が重要である。  
行政の窓口相談する時は既に手遅れの場合も多く、その前に地域で気軽に話せ  
る状態を作ることが予防的にも大きい。
- 連絡帳で細かいやりとりをするなど、保護者との接点が多い幼稚園、保育所が  
キーポイントになる。また、幼稚園や保育所で地域ボランティアを受け入れるな  
ど、子育て支援の拠点として充実していくことも大切である。
- オランダのコミュニティ・スクールには、保護者が自由に学校に来て、一日過  
ごせる場がある。孤立感をなくすための取組として参考となる。それでも入り込  
めない人たちには、意図的に接点を作ることも必要である。

5 備考 次回開催：平成28年12月

(8) 審議会等の審議状況について

(平成28年9月15日～平成28年11月20日)

(戦略企画部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成28年10月7日、10月11日
3 委員	会 長 早川 忠宏 会長職務代理 岩崎 恭彦、川村 隆子 委 員 藤本 真理 他3名
4 諮問事項	・開示決定等に係る不服申立て事案について ・三重県情報公開審査会と三重県個人情報保護審査会の統合について
5 調査審議結果	不服申立て4事案及び審査会の統合について審議され、すべての事案に係る答申が確定しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成28年10月18日、11月15日
3 委員	会 長 藤枝 律子 会長職務代理 岩崎 恭彦 委 員 尾西 孝志 他2名
4 諮問事項	・部分開示決定に係る不服申立て事案について ・三重県情報公開審査会と三重県個人情報保護審査会の統合について
5 調査審議結果	不服申立て1事案及び審査会の統合について審議され、うち審査会の統合に係る答申が確定しました。
6 備考	